

### 3. 各通貨の為替相場一覧表

(原則として1981年6月18日現在)  
(カッコ内は日付)

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Afghanistan	Afghani(s) =100 Pul(s)	Af.		44.50	
Albania	Lek(s) =100 Quintar(s)			公定 3.30 非商業用7.00 (5月末)	
Algeria	Algerian Dinar(s) =100 Centime(s)	DA	(複合通貨 単位にリ ンク)	4.2545 (4月末)	1. 1973年2月21日 対ドル11.11%切 上げ。 2. 1974年1月21日 フランス・フラン、 リンク廃止。
Angola	Kwanza =100 Lwei			27.627 (6/10)	1. 1976年11月11日 通貨名称変更 2. 1977年にポルト ガル・エスクード ・リンクを廃止。
Antigua	East Caribbean Dollar(s) =100 Cent(s)	E.C.\$	2.70		
Argentina	Argentine Peso(s)	P	(特定指標 により調 整)	S 4,269 B 4,249 (6/2)	1. 1975年11月11日 以降商業レート廃 止。 2. 1976年11月26日 レート1本化。 3. 1976年10月27日 より Centavo(s) は廃止。 4. 1981年6月2日、 対米ドル30%切下 げ。
Australia	Australian Dollar(s) =100 Cent(s)	A \$	(複合通貨 単位に対 し柔軟に 調整)	AS\$につき US\$ S 1.1460 B 1.1508	1. 1973年2月13日 対ドル11.11%切 上げ。 2. 1973年9月9日 対ドル5%切上げ。 3. 1974年9月25日 ドルリンク廃止、 バスケット方式採 用。 4. 1976年11月29日 バスケットとの固 定リンクを廃止。

- (注) 1. 通貨単位欄のカッコ内は複数形。(同形)は単複同形。  
2. 基準相場および為替相場各欄は、特記なき限り対米ドル相場(1米ドルにつき各通貨単位)。  
3. 基準相場欄の SDR は標準バスケット方式評価の SDR を表わす。  
4. 備考欄の SDR\* は金価値表示の SDR (SDR 1=純金 0.888671グラム)を表わす。  
5. SDR リンクの通貨については、SDR 1=US\$ 1.16044 をもって対米ドル為替相場を算出できる。  
n.a.=not available

(資料) 信頼できると考えられる諸資料によったが、原資料の誤謬等については責を負いかねます。

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Austria	Schilling (同形) =100 Groschen (同形)	S. Ös.	(複合通貨) 単位にリ ンク	S 16.77 B 16.75	1. 1973年2月13日 対ドル11.11%切 上げ。 2. 1973年3月13日 対ドル2.25%切上 げ。 3. 1973年3月19日 フroot移行。 4. 1973年7月3日 実質4.8%切上げ。
Azores (Portugese)	Escudo(s) =100 Centavo(s) Escudos 1,000 =1 Conto		P.Esc.と 等価		
Bahamas Is.	Bahama Dollar(s) =100 Cent(s)	B \$	1.00		1973年2月13日対 ドル11.11%切上げ。
Bahrain Is.	Bahrain Dinar(s) =1,000 Fil(s)	B. D.		S 0.377 B 0.375	
Bangladesh	Taka =100 Paisas (sing. Paisa)		(複合通貨) 単位にリ ンク	17.394 (4月末)	
Barbados	Bahama Dollar(s) =100 Cent(s)	B. \$	2.01		1975年7月5日ポ ンドリンク廃止、ド ルリンク。
Belgium	Belgian Franc(s) =100 Centime(s)	B. Fr.	EMS参加 (本表末 尾参照)	公定 S 38.85 B 38.80 金融 S 39.27 B 39.22	1. 1973年2月13日 対ドル11.11%切 上げ。 2. 1973年3月19日 EC共同フroot 移行。 3. 1978年10月16日 共同フroot内で 2%切上げ。 4. 1979年3月13日 EMS参加。 5. 1981年3月23日 イタリア・リラに 対し6%切上げ。
Bermuda	Bermuda Dollar(s) =100 Cent(s)	Bda \$	1.00		
Bolivia	Peso Boliviano(s) =100 Centavo(s)	\$ b		24.51	
Botswana	Pula =100 Thebe		(複合通貨) 単位にリ ンク	0.8019 (4月末)	1. 1976年8月23日 新貨幣発行(Pula 1 =S. Africa Rand 1)。 9月6日より Thebe 硬貨発行。 2. 1977年5月2日 5%切上げ。 3. 1980年6月4日 ドルリンク廃止、 SDRと南ア・ラ ンドにリンク。
Brazil	Cruzeiro(s) =100 Centavo(s)	Cr. \$	(特定指標) により調 整	S 89.68 B 89.23 (6/17より)	

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Belize (British Honduras)	British Honduras Dollar(s) =100 Cent(s)	B.H.\$	2.00		
Brunei	Brunei Dollar(s) =100 Cent(s)	B \$	Singapore Dollarと等価		1973年5月22日、マレーシアとの通貨相互交換停止。
Bulgaria	Lev(s) =100 Stótinki (sing. Stótinka)	LW		公定 0.9330 旅行者用は50%上乗せ(5月末)	1. 1974年11月1日対ドル旅行者レート27%切上げ。 2. 1975年11月1日レート1本化。 3. 1978年1月より二重相場制採用。
Burma	Kyat(s) =100 Pya(s)	K	SDR 1につき 8.50847	S 7.4166 B 7.2712 (5/30)	1975年1月25日ドルリンク廃止。
Burundi	Burundi Franc(s) =100 Centime(s)	FBu	90.00		1973年2月対ドル11.11%切上げ。
Cameroon	Franc de la Coopération Financière en Afrique Centrale =100 Centime(s)	CFAF	F. Fr. 1につき 50.00		Equatorial Africa
Canada	Canadian Dollar(s) =100 Cent(s)	Can \$ または C \$		S 1.2050 B 1.2047	1970年6月1日フロート移行。
Central African Republic	Franc de la Coopération Financière en Afrique Centrale =100 Centime(s)	CFAF	F. Fr. 1につき 50.00		Equatorial Africa
Chad	Franc de la Coopération Financière en Afrique Centrale =100 Centime(s)	CFAF	F. Fr. 1につき 50.00		Equatorial Africa
Chile	Peso(s) =100 Centavo(s)	P.	39.00		1975年9月29日1,000デノミネーション実施。
China (People's Republic of China)	(RENMINBI=RMB) 単位は元(Yuan) =10角(Jiao) =100分(Fen)	RMB		S 1.7512 B 1.7424	
Colombia	Peso(s) =100 Centavo(s)	Col. \$	(特定指標により調整)	54.01 (6/15)	

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Comoros	CFA Franc	CFAP	F. Fr. 1 につき 50.00		
Congo (Brazzaville)	Franc de la Coopération Financière en Afrique Centrale =100 Centime(s)	CFAP	F. Fr. 1 につき 50.00		Equatorial Africa
Costa Rica	Colon(es) =100 Centimo(s)	₡	15.00		1. 1971年6月より二重相場制採用。(但し、一部取引に適用されるサン・ホセ取引所相場は不詳) 2. 1980年12月26日変動相場制の移行。
Cuba	Peso(s) =100 Centavo(s)	P.		S 0.7861 B 0.7838 (6月分)	
Cyprus	Cyprus Pound(s) =1,000 Mil(s)	£C	(複合通貨) 単位にリンク	0.4434 (6/10)	1. 1973年2月対ドル11.11%切上げ。 2. 1973年バスケット基準の弾力的為替相場制度へ移行。
Czechoslovakia	Koruna (Koruny) =100 Haler(s)	Kc.		公定 S 5.93 B 5.87 旅行者用には75%上乗せ (5月末)	
Denmark	Danish Krone(r) =100 Oere (同形)	D. Kr.	EMS参加 (本表末尾参照)	S 7.4700 B 7.4600	1. 1973年2月対ドル11.11%切上げ。 2. 1973年3月19日 EC共同フロート移行。 3. 1976年10月18日対SDR*4%切下げ。 4. 1977年4月1日対SDR*3%切下げ。 5. 1977年8月28日対SDR*5%切下げ。 6. 1979年3月13日 EMS参加。 7. 1981年3月23日イタリア・リラに対し6%切上げ。
Djibouti (formely Afars and Issas)	Djibouti Franc(s) =100 Centime(s)	Dj. Fr.	178.16	S 179.48 B 176.84	1977年6月27日独立。 対ドルリンク
Dominican Republic	Peso(s) =100 Centavo(s)	RD \$	1.00		米ドル等価
Ecuador	Sucre(s) =100 Centavo(s)	S/	25.00	公定 S 25.05 B 24.85	
Egypt (Arab Republic of Egypt)	Pound(s) =100 Piastre(s) =1,000 Millieme(s) £E1 = Tallari 5	£E P. T. m/ms	0.7	S 0.7070 B 0.7000 (79/1/1より)	1. 1973年2月、対ドル11.11%切上げ。 2. 1973年9月1日より二重相場制採用。 3. 1979年1月1日より二重相場制を廃止し日本化。

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
El Salvador	Colon(s) =100 Centavo(s)	¢	2.50	S 2.60 B 2.50	
Equatorial Guinea	Ekpwele	E K	Pta. 1に ついて 2.00		
Ethiopia	Ethiopian Birr(s) =100 Cent(s)		2.07		1973年2月対ドル 11.11%切上げ。
Falkland Is.	Falkland Is. Pound(s) =100 Pence (sing. Penny)	F. Is. £	Stg. £1 につき 1.00		
Fiji Is.	Fiji Dollar(s) =100 Cent(s)	F \$	(複合通貨 単位にリ ンク)	0.8339 (4月末)	1. 1973年9月10日 対ドル5.7%切上 げ。 2. 1975年4月7日 フロート移行。 3. 1976年11月29日 実質5.6%切下げ。
Finland	Markka(s) =100 Pennis	mk Fmk	(複合通貨 単位にリ ンク)	S 4.4326 B 4.4307	1. 1973年2月13日 対ドル5.1%切上 げ。 2. 1973年6月5日 フロート移行。 3. 1977年11月1日 貿易比重複合通貨 単位リンク制移行 (変動幅上下約3%)。 4. 1978年2月16日 実質8%切下げ (変動幅4.5%)。 5. 1979年9月21日 実質2%切上げ (変動幅6%)。
France	Franc(s) =100 Centime(s)	F. Fr.	EMS参加 (本表末 尾参照)	S 5.6650 B 5.6600	1. 1973年2月対ド ル11.11%切上げ。 2. 1973年3月19日 EC共同フロート 移行。 3. 1974年1月21日 共同フロート離脱 (1975年7月10日 復帰)。 4. 1974年3月21日 為替レート1本 化。 5. 1976年3月15日 共同フロート再離 脱。 6. 1979年3月13日 EMS参加。 7. 1981年3月23日 イタリア・リラに 対し6%切上げ。

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
French Polynesia	Franc(s) des Communauté Française du Pacifique =100 Centime(s)	CFPF	F. Fr. 1 につき 18.1818		
Futuna Is.	Franc(s) des Communauté Française du Pacifique =100 Centime	CFPF	F. Fr. 1 につき 18.1818		
Gabon	Franc de la Coopération Financière en Afrique Centrale =100 Centime(s)	CFAP	F. Fr. 1 につき 50.00		Equatorial Africa
Gambia	Dalasi =100 Butut(s)		Stg. £1 につき 4.00		
Germany: (German Democratic Republic)	Mark der Deutschen Demokratischen Republik =100 Pfennig(同形)	M		公定 2.28	原則として DMと等価
Germany: (Federal Republic of Germany)	Deutsche Mark =100 Pfennig (同形)	DM	EMS参加 (本表末尾参照)	S 2.3740 B 2.3730	1. 1972年3月対ドル11.11%切上げ。 2. 1973年3月14日3%切上げ。 3. 1973年3月19日EC共同フロート移行。 4. 1973年6月29日対SDR*5.5%切上げ。 5. 1976年10月18日対SDR*2%切上げ。 6. 1978年10月16日共同フロート内で4%切上げ。 7. 1979年3月13日EMS参加。 8. 1981年3月23日イタリア・リラに対し6%切上げ。
Ghana	Cedi =100New Pesewa(s)	¢		2.75	1. 1973年2月対ドル11.3%切上げ。 2. 1978年6月19日対ドル11.5%切下げ。固定相場制を廃止。(管理フロートへ移行)。
Gibraltar	Gibraltar Pound(s) =100 Pence * (sing. Penny)		Stg. £ と等価		
Greece	Drachma(s) =100 Lepta	Dr.		S 56.55 B 56.45 (5月末)	1. 1973年11月8日対ドル3.7%切上げ。 2. 1975年3月8日ドルリンク廃止、フロート移行。

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Grenada	East Caribbean Dollar(s) =100 Cent(s)	E.C.\$	2.70		
Guadeloupe	Franc(s) =100 Centavo(s)	F	F. Fr. と等価		
Guatemala	Quetzal(es) =100 Centavo(s)	Q	1.00		
Guinea	Sylli =100 Cauris		SDR 1 につき 24.6853	(注) 5	1972年10月2日新通貨発行。
Guinea Bissau (Republic of Guinea- Bissau)	Peso =100 Centavo(s)		SDR 1 につき 44		1978年5月26日 SDRリンク。
Guyana (formerly British Guiana)	Guyana Dollar =100 Cent(s)	G \$	(複合通貨) 単位にリ ンク	3.0303 (6/3)	1981年6月、米ド ルリンクを廃止。
Haiti	Gourde(s) =100 Centime(s)	G	5.00		
Honduras	Lempira(s) =100 Centavo(s)	L	2.00		
Hong Kong	Hong Kong Dollar(s) =100 Cent(s)	HK \$		S 5.5290 B 5.5260	1. 1973年2月対ド ル11.11%切上げ。 2. 1974年11月25日 フロート移行。
Hungary	Forint(s) =100 Filler	Ft.		商業 S 34.7637 B 34.6943 非商業 S 31.3187 B 31.2561	1976年1月1日よ り二重相場。
Iceland	Krona (Kronur) =100 Aurar (sing. Eyrir)	I. Kr.	(複合通貨) 単位にリ ンクした 模様	S 7.1730 B 7.1530 (5月末)	1. 1973年4月30日 対ドル6%切上げ。 2. 1973年6月15日 フロート移行。 3. 1981年1月1日 1デノミネーショ ン実施。 4. 1981年5月31日 複合通貨単位に対 して約3.85%切下 げ。
India	Rupee(s) =100 Paise (sing. Paisa) Lakh 1 =Re. 100,000 Crore 1 =100 Lakh(s)	I. Re.	(複合通貨) 単位にリ ンク	S 8.7336 B 8.6356 (6/10)	1975年9月24日ポ ンドリンク解消。 (バスケット方式採 用)
Indonesia	Rupiah(s) =100 Sen	Rp	(複合通貨) 単位にリ ンク	S 632.50 B 629.00	1978年11月16日対 ドルリンク廃止。パ スケット方式採用。

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Iran	Rial(s) =100 Dinar(s)	RI	SDR 1 につき 92.30	(注) 5	1. 1973年2月対ドル11.11%切上げ。 2. 1980年5月22日ドルリンク廃止、SDRリンク。
Iraq	Dinar(s) =1,000 Fil(s)	ID	0.295314		1973年2月対ドル11.11%切上げ。
Ireland (Eire=Irish) (Republic)	Ireland Pound(s) =100 Pence (sing. Penny)	£lr	EMS参加 (本表末 尾参照)	S 0.6481 B 0.6472	1. 1972年6月23日フロート移行。 2. 1979年3月13日EMS参加。 3. 1981年3月23日イタリア・リラに対し6%切上げ。
Israel	Shekel =100 Agorot (sing. Agora) Shekel =10 I£	IS		11.31 (6/10)	1. 1976年7月18日ドルリンク廃止。 (バスケット方式採用)。 2. 1977年10月28日変動相場制へ移行。 3. 1980年2月22日新通貨発行 $\frac{1}{10}$ デノミネーション実施。
Italy	Lira(Lire) =100 Centesimi (sing. Centesimo)	Lit	EMS参加 (本表末 尾参照)	S 1,180.00 B 1,178.00	1. 1973年1月22日二重相場制採用。 2. 1973年2月14日フロート移行。 3. 1974年3月21日為替レート1本化。 4. 1979年3月13日EMS参加。 5. 1981年3月23日EMS加盟通貨に対し6%切下げ。
Ivory Coast (Cote d'Ivoire)	Franc de la Communauté Financière Africaine =100 Centime(s)	CFAF	F.Fr. 1 につき 50.00		
Jamaica	Jamaican Dollar(s) =100 Cent(s)	J\$	1.78158		1. 1973年1月17日対ドル15.56%切下げ。 2. 1977年4月27日より二重相場制採用。 3. 1978年5月9日二重相場制廃止。
Japan	Yen=100 Sen (同形) (同形)	¥		S 223.60 B 221.60	1973年2月14日フロート移行。
Jordan	Jordan Dinar(s) =1,000 Fil(s)	JD	SDR 1 につき 0.385	0.3275 (4月末)	1973年2月対ドル11.11%切上げ。
Kenya	Kenya Shilling(s) =100 Cent(s)	K.Sh	SDR 1 につき 10.15	8.7877 (6/10)	1975年10月27日対ドル15%切下げ、SDRリンク。



	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Korea (Republic of Korea)	Won =100 Chon	W		(韓国銀行基準率) 864.00 S 686.40 B 681.60 (6/19)	1980年1月12日対 ドル16.55%切下げ。
Korea (Democratic People's Republic of Korea)	Won =100 Jun		Won 100に つき Rbl. 74.93		ルーブルにリンク。
Kuwait	Kuwait Dinar(s) =1,000 Fil(s)	K D	(複合通貨 単位にリ ンク)	S 0.28018 B 0.28010	1. 1974年2月13日 フロート移行。 2. 1975年3月19日 バスケット方式採用。
Laos	Kip(s) =100 At(s)	K または Kp.	10.00		1. 1976年6月15日、 通貨改革実施。 2. 1979年12月10日 1/100デノミネーシ ョン実施。1 US \$ = 400Kから1 US \$ = 4K 3. 1980年1月10日 切下げて1 US \$ = 10K
Lebanon	Lebanon Pound(s) =100 Piastre(s)	L £		3.97	
Leeward Is.	East Caribbean Dollar(s) =100 Cent(s)	E.C.\$.	2.70		
Lesotho	Maloti =100 Lisente		南ア・ラン ドと等価		1. 1980年1月19日 以降新通貨発行。 2. South Africa Rand は従来通り 通用する。
Liberia	Liberian Dollar(s) =100 Cent(s)	L \$	1.00		
Libya (The Socialist People's Libyan Arab Jamahiriyah)	Libya Dinar(s) =1,000 Dirham(s)	L D	0.29605		
Liechtenstein					スイス・フランが 流通。
Luxembourg	Franc(s) =100 Centime(s)	Lux F	EMS参加 (本表末 尾参照)		ベルギー・フラン と等価。
Macao (Portuguese China)	Pataca(s) =100 Avo(s)	P	HK\$100 につき S 104.10 B 103.65		1977年4月7日ポ ルトガル・エスク ードリング廃止。香港 ドルリンク。1979年 4月4日対香港ドル ・レートを切下げ。
Madeira Is. (Portuguese)	Escudo(s) =100 Centavo(s)				ポルトガル・エス クードが流通。

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Madagascar	Malagasy Franc(s) =100 Centime(s)	FMG	F.Fr. 1 につき 50.00		1973年7月1日フ ラン離脱。
Malawi	Kwacha =100 Tambala	MK	SDR 1 につき 1.05407		1. 1973年10月フロ ート移行。 2. 1973年11月9日 ポンドリンク解消。
Malaysia	Ringgit =100 Sen		(複合通貨) 単位にリ ンク	S 2.3395 B 2.3255	1. 1973年2月対ド ル11.11%切上げ。 2. 1973年6月22日 フロート移行。 3. 1975年8月28日 通貨名称変更。 4. 1975年10月29日 バスケット方式採 用。
Maldives (Republic of Maldives)	Rupee(s)	Rs.		7.55 ('80. 10月末)	
Mali	Mali Franc(s) =100 Centime(s)	MF	F.Fr. 1 につき 100.00		
Malta	Maltese Pound(s) =100 Cent(s) =1,000 Mil(s)	£M	(複合通貨) 単位にリ ンク	Stg. £ 1 につき S 0.7950 B 0.7750 (5月末)	
Mauritania	Ouguiya =5 Khoum(s)	OM	(複合通貨) 単位にリ ンク	47.58 (4月末)	1. 1973年6月29日 新通貨発行。 2. 1973年7月9日 仏共同体離脱。
Mauritius	Mauritius Rupee(s) =100 Cent(s)	M.Rp.	SDR 1 につき 10.00	(注) 5	
Mexico	Peso(s) =100 Centavo(s)	P Mex.\$		S 24.38 B 24.18 (6/17)	1. 1976年8月31日 対ドルリンク廃 止、フロート移行。 2. 1976年9月13日 より対米ドル条件 付き固定相場制採 用。 3. 1976年10月27日 再びフロートへ移 行。
Miquelon Is.					フランス・フラン が流通。
Monaco					フランス・フラン が流通。
Mongolia	Tugrik(s) =100 Mongo		Tugriks 100につき Rbl. 22.50		ルーブルにリンク。

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Montserrat	East Caribbean Dollar(s) =100 Cent(s)	E.C.\$	2.70		
Morocco	Dirham(s) =100 Moroccan Franc(s)	DH		5.0263 (4月末)	
Mozambique	Mozambique Metical =100 Centavos	MT		28.8838 (6/10)	1980年6月16日に通貨名称変更(旧Escudo)。
Nepal	Nepalese Rupee(s) =100 Pice (同形)	NR	12.00	基礎レート 11.60 貿易用レート 14.00	1. 1973年2月対ドル4.12%切下げ。 2. 1975年10月9日18.9%対ドル切下げ。 3. 1978年3月31日二重相場制採用。
Netherlands	Guilder(s) または Florin(s) =100 Cent(s)	f. または D.Gl.	EMS参加 (本表末尾参照)	S 2.6400 B 2.6375	1. 1973年2月対ドル11.11%切上げ。 2. 1973年3月19日EC共同フロート移行。 3. 1973年9月15日対SDR*5%切上げ。 4. 1978年10月16日共同フロート内で2%切上げ。 5. 1979年3月13日EMS参加。 6. 1981年3月23日イタリア・リラに対し6%切上げ。
Netherlands Antilles	Netherlands Antillian Guilder, Florin =100 Cent(s)	Ant. f.		1.80	
New Caledonia	Franc(s) des Communauté Française du Pacifique =100 Centime(s)	CFPF	F.Fr. 1 につき 18.1818		
New Zealand	New Zealand Dollar(s) =100 Cent	NZ\$	(複合通貨)単位にリンク	NZ\$1につき US\$ S 0.8580 B 0.8585 (5/19)	1. 1976年11月30日2.73%切下げ。 2. 1976年12月20日2.0%切上げ。
Nicaragua	Cordoba(s) =100 Centavo(s)	C\$ または C.	10.00	輸出: 9.00 輸入及び貿易外 10.00	1979年4月9日対ドル切下げ。
Niger	Franc de la Communauté Financière Africaine =100 Centime(s)	CFAF	F.Fr. 1 につき 50.00		

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Nigeria	Naira(s) =100 Kobo(s)	₦		S 0.6478 B 0.6445 (6/12)	1. 1973年1月2日 十進法採用と通貨 単位の呼称変更。 2. 1974年4月5日 フロート移行。
Norway	Krone(—nor) =100 Oere (同形)	N.Kr.		S 5.9000 B 5.8900	1978年12月12日E C共同フロート離 脱。
Oman Sultanate	Rial Omani =1,000 Baiza		0.345395		1973年2月対ドル 11.11%切上げ。
Pakistan	Rupce(s) =100 Paisas (sing. Paisa)	P.Re	9.90	(中銀相場) 9.9078 対顧客 S 9.9312 B 9.8844	1973年2月対ドル 11.11%切上げ。
Panama	Balboa(s) =100 Centesimo(s)	B	1.00		米ドル等価
Papua New Guinea	Kina =100 Toea(s)	K	(バスケット を含む 諸指標に より調整)	1 Kina に つき US\$ S 1.4760 B 1.4770 (5/19)	1. 1975年4月19日 新通貨発行。1975 年末まで豪ドルと 等価。 2. 1975年9月16日 独立。 3. 1976年1月1日 より豪ドルとの Dual Currency 制度打ち切り。 4. 1976年11月28日 7.25%切下げ。 5. 1976年12月29日 対豪ドル1.86%切 下げ。 6. 1978年6月5日 バスケットリング。
Paraguay	Guarani(es) =100 Centimo(s)	₡	126.00		
People's Republic of Benin	Franc de la Communauté Financière Africaine =100 Centime(s)	CFAF	F.Fr. 1 につき 50.00		1975年11月30日国 名変更 (以前 Dahomey)

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Peru	Sol(es) =100 Centavo(s)	S/.		S 405.593 B 403.420 (4月末)	1. 1975年9月26日 対ドル切下げ、二 重為替市場制のま まレート1本化。 2. 1977年10月単一 為替市場へ移行。 フロート移行。
Philippines	Peso(s) =100 Centavo(s)	P		7.9495 (6/11)	
Poland	Zloty(s) =100 Groszy (sing. Grosz)	Zl.		S 34.34 B 33.00 (5月末)	1. 1978年2月特別 商業取引レートの 40%切下げ。 2. 1978年4月フロ ート移行。
Portugal	Escudo(s) =100 Centavo(s) Esc. 1,000=1Conto	Esc	(バスケット を含む 諸指標に より調整)	S 62.50 B 62.00	1973年2月対ドル 6.9%切上げ。
Puerto Rico					米ドルが流通。
Qatar	Qatar Riyal =100 Dirham	QR		S 3.6415 B 3.6385 (80/6/14より)	1975年3月17日 S DRリンク移行。
Reunion Is.					フランス・フラン が流通。
Romania	Leu(Lei) =100 Bani (sing. Banu)	L		公定 4.47 非商業 11.00 (5月末)	1974年10月2日旅 行者レートを西側通 貨に対し19.83%切 上げ。
Rwanda	Rwanda Franc(s) =100 Centime(s)	RF	92.84		
São Tome and Principe (Dem. Rep. of São Tome and Principe)	Dobra		SDR 1 につき 45.25	(注) 5	

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Saudi Arabia	Riyal(s) =20 Qurush (同形) =100 Halalah(s)	SRI		S 3.4005 B 3.3990	1. 1973年8月11日 対ドル5.078%切 上げ。 2. 1975年3月15日 ドルリンク廃止、 SDRリンク。
Senegal	Franc de la Communauté Financière Africaine =100 Centime(s)	CFAF	F.Fr. 1 につき 50.00		
Seychelles	Seychelles Rupee(s) =100 Cent(s)	S.R.	SDR 1 につき 7.2345	(注) 5	
Sierra Leone	Leone =100 Cent(s)	Le	SDR 1 につき 1.36693	(注) 5	1978年11月 SDRリンク。
Singapore	Singapore Dollar(s) =100 Cent(s)	S \$	(複合通貨) 単位にリ ンク	S 2.1310 B 2.1300	1. 1973年2月対ド ル11.11%切上げ。 2. 1973年6月21日 バスケット方式採 用。
Solomon Is.	Solomon Islands Dollar(s)		(複合通貨) 単位にリ ンク	0.859567 (3月末)	
Somalia	Somali Shilling(s) =100 Cent(s)	So.Sh.	6.2950		
South Africa	Rand(s) =100 Cent(s)	R		Commercial Rand S 0.8475 B 0.8460 (5月末)	1. 1975年9月22日 1 R = 1.15 US \$ 2. 1979年1月29日 ① 経常取引は Commercial Rand ② 資本取引は Financial Rand の二重相場制を採 用し、管理フロ ートに移行を宣言。 3. 1981年6月12日 より中銀による相 場公表停止。
Spain	Peseta(s) =100 Centimo(s)	Pta		S 94.20 B 94.00	1. 1973年2月対ド ル11.11%切上げ。 2. 1974年1月22日 フロート移行。 3. 1976年2月9日 対ドル介入点約11 %切下げ。 4. 1977年7月12日 対ドル介入点約20 %切下げ。
Sri Lanka (The Republic of Sri Lanka)	Rupee(s) =100 Cent(s)			18.350 (4月末)	1. 1976年5月24日 ポンドリンク廃 止。バスケット方 式採用。 2. 1977年11月16日 変動相場制へ移行。
St. Christopher Nevis- Anguilla	East Caribbean Dollar(s) =100 Cent(s)	E.C.\$	2.70		

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
St. Helena					英ポンドが流通。
St. Lucia	East Caribbean Dollar(s) =100 Cent(s)	E.C.\$	2.70		
St. Pierre					フランス・フラン が流通。
St. Vincent	East Caribbean Dollar(s) =100 Cent(s)	E.C.\$	2.70		
Sudan	Sudanese Pound(s) =100 Piastre(s)	£Sd	0.5	公定 0.5 優遇 0.8	1979年9月15日対 ドル切下げ。公定20 %、優遇37.5%。
Surinam	Surinam Guilder(s) Florin(s) =100 Cent(s)	Sur.f.	1.785		1975年11月独立。
Swaziland	Lilangeni (Emlangeni) =100 Cent(s)		南ア・ラン ドと等価		1974年9月6日自 国通貨発行。 南ア・ランドも等 価で通用。
Sweden	Krona(Kronor) =100 Oere	S. Kr.	(複合通貨) 単位にリ ンク	S 5.0300 B 5.0200	1. 1973年3月10日 EC共同フロート 移行。 2. 1976年10月18日 対SDR*1%切下 げ。 3. 1977年4月1日 対SDR*1%切下げ。 4. 1977年8月28日 共同フロート離脱。 単独フロート移行。
Switzerland	Franc(s) =100 Centime(s)	S. Fr.		S 2.0720 B 2.0700	1973年1月23日フ ロート移行。
Syrian Arab Republic	Syrian Pound(s) =100 Piastre(s)	£ S	3.925	S 3.95 B 3.90 主に民間部門 S 6.35 B 6.30 (5/4)	1981年4月23日よ り二重相場制。
Tahiti	Franc(s) des Communauté Francaise du Pacifique =100 Centime(s)	CFPF	F. Fr. 1 につき 18.1818		
Taiwan	New Taiwan Dollar(s)=100Cents または 元 = 10角 = 100分	NT\$		S 36.37 B 36.27	1. 1973年2月対ド ル5.3%切上げ。 2. 1978年7月11日 対ドル5.56%切上 げ。 3. 1979年2月1日 フロート移行。
Tanzania	Tanzania Shilling(s) =100 Cent(s)	TSh	(複合通貨) 単位にリ ンク	8.21862 (3月末)	1979年1月22日よ りSDRリンクを離 れた。

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Thailand	Baht =100 Satang	B	(複合通貨 単位にリ ンク)	21.00	1. 1973年7月17日 対ドル4%切上げ。 2. 1978年3月8日 対ドルリンク廃 止。バスケット方 式採用。 3. 1978年11月1日 バスケット方式廃 止。
Togo	Franc de la Communauté Financière Africaine =100 Centime(s)	CFAF	F. Fr. 1 につき 50.00		
Tonga	Paanga =100 Seniti	T\$	A\$と等価		
Trinidad & Tobago	Trinidad Tobago Dollar(s) =100 Cent(s)	TT\$	2.40		1976年5月28日ボ ンドリンク廃止、ド ルリンク。
Tunisia	Tunisian Dinar =1,000 Millieme(s)	D	(複合通貨 単位にリ ンク)	0.4909 (4月末)	
Turkey	Lira(s) または Pound(s) =100 Kurus =4,000 Para(s)	Lt £T		S 102.82 B 100.80 (5/11)	1. 1973年8月25日 フロート移行。 2. 1981年5月1日 より市場実勢に応 じて毎日調整。
Uganda	Uganda Shilling(s) =100 Cent(s)	U. Sh		S 78.40 B 77.60 (6/8)	1. 1975年10月25日 切下げ、SDRリ ンク。 2. 1981年6月フロ ート移行と同時に 大幅切下げ。
* United Arab Emirates	Dirham(s) =100 Fil(s)	DH.		S 3.6732 B 3.6727	1. 1972年12月2日 UAE結成。 2. 1973年5月19日 新通貨発行。 3. 1974年2月1日 IMF加盟。
United Kingdom	Sterling Pound(s) =100 Pence (sing. Penny)	£Stg.		S 0.5074 B 0.5071	1972年6月13日フ ロート移行。
United States of America	United States Dollar(s) =100 Cent(s)	US\$			1973年2月13日対 金10%切下げ(1オン ズ=US\$ 42.2222)。
Upper Volta	Franc de la Communauté Financière Africaine =100 Centime(s)	CFAF	F. Fr. 1 につき 50.00		
Uruguay	Peso(s) =100 Centesimo(s)	Ur\$		S 10.703 B 10.676 (6/3)	1975年7月1日 1/1000デノミネーショ ン実施。

\* Abu Dhabi, Dubai, Sharjah, Umm Al-Qaiwain,  
Fujairah, Ras Al-Khaimah



	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
U.S.S.R.	Ruble =100 Kopeck(s)	Rbl.		0.7540	
Vanuats	Vatu		F. Fr. 1 について 16.1616		
Venezuela	Bolivar(s) =100 Centimo(s)	B.	4.2925	S 4.30 B 4.28	
Viet-Nam (The Socialist Republic of Viet-Nam)	Dong(s) =10 Hao =100 Xu		SDR 1 につき 2.66358	S 2.626 B 2.600 (5/15)	
Wallis Is.	Franc(s) des Communauté Francaise du Pacifique =100 Centime(s)	CFPF	F. Fr. 1 につき 18.1818		
Western Samoa	Tala =100 Sene	WS\$	(ニュージー ランド 採用の複 合通貨単 位を基準)	0.9720 (3月末)	
West Indies	East Caribbean Dollar(s) =100 Cent(s)	E.C.\$	2.70		
Windward Is.	East Caribbean Dollar(s) =100 Cent(s)	E.C.\$	2.70		
Yemen Arab Republic	Rial(s) =40 Bugshah(s)	YR1	4.5625		
Yemen, People's Dem. Rep. (formerly Aden)	Yemen Dinar(s) =1,000 Fil(s)	Y D	0.345399		1973年2月対ドル 10%切上げ。
Yugoslavia	Dinar(s) =100 Para	Din		S 33.4519 B 32.4300 (5月末)	1. 1973年7月12日 フロート移行。 2. 1974年10月31日 実質7%切下げ。

	通貨単位	略号	基準相場	為替相場	備考
Zaire Republic	Zaire =100 Makuta (sing. Likuta)		SDR 1 につき 3.823	(注) 5	1. 1976年3月16日 ドルリンク廃止。 SDRリンク。 2. 1979年1月2日 4度目の切下げ。 3. 1979年8月24日 5度目の切下げ。 4. 1980年2月22日 6度目の切下げ。
Zambia	Kwacha =100 Ngwee	K	SDR 1 につき 1.024264	(注) 5	1. 1973年2月対ド ル11.11%切上げ。 2. 1976年3月ドル リンク廃止。SD Rリンク移行。
Zimbabwe	Zimbabwe Dollar(s) =100 Cent(s)	Z\$	(複合通貨) 単位にリ ンク	0.6993 (6/10)	

#### 4. 国別にみた必要および推奨される予防接種

##### (1) 予防接種証明書要求一覧

次の一覧表は国際予防接種証明書要覧（日本検疫衛生協会発行）にもとづき作成したものである。

- 〔使用符号〕 ○ …… どの国から到着しても要求する予防接種  
 ◎ …… 汚染地域から到着する者に要求する予防接種  
 A …… 航空機で到着した者に限り要求  
 R …… 全ての到着者に勧告する予防接種  
 1Y …… 年齢が1歳以上の者に要求  
 6M …… 年齢が6カ月以上の者に要求  
 3M …… 年齢が3カ月以上の者に要求

国別予防接種証明書要求一覧表

昭和55年12月現在  
 財団法人日本検疫衛生協会

国・領域	痘そう	黄熱	コレラ	その他	備考	国・領域	痘そう	黄熱	コレラ	その他	備考
A アフガニスタン	◎	◎				B ベリリーズ	◎	◎			
アルバニア	○6M	◎1Y	◎6M			ベナン	◎	○1Y			
アルジェリア	◎	◎1Y				バーミューダ	◎				
(ア領)サモア	◎	◎1Y				ポリピア					
アンゴラ	◎	◎R1Y	◎R			ボツワナ		◎1Y			
アンチグア	◎	◎1Y				ブラジル	◎3M	◎			
アルゼンチン	◎					ブルネイ	◎	◎1Y	◎1Y		
オーストラリア	◎1Y	◎				ブルガリア	◎1Y				
オーストリア	◎1Y					ビルマ	◎	◎			
B バハマ	◎1Y	◎1Y				ブルンジ		◎1Y			
バーレーン	◎	◎1Y				C カナダ					
バングラデシュ	◎	◎				運河地帯	◎				
バルバドス	◎1Y	◎1Y				カナリー諸島					
ベルギー	◎					カーボベルデ	◎3M	◎1Y	◎		

国・領域	痘そう	黄熱	コレラ	その他	備考	国・領域	痘そう	黄熱	コレラ	その他	備考
C	カイマン諸島					G	ガナ	◎1Y	◎R1Y		
	中央アフリカ		○1Y				ジブラルタル	◎3M			
	チャド	◎1Y	◎R1Y	R			キリバテイ (ギルバート諸島)	◎1Y	◎1Y		
	チリ						ギリシア	◎	◎6M		
	中国	◎	◎				グリーンランド				
	クリスマス島		◎1Y				グレナダ	◎			
	コロンビア	◎3M					グアム				
	コモロ諸島	◎					グアテマラ				
	コンゴ	◎6M	◎1Y				ガンジー島 オールダニー島 サーク島	◎			
	クック諸島	◎3M					ギニア	◎1Y	◎1Y		
	コスタリカ	◎					ギニアビサウ	◎3M	◎1Y		
	キューバ	◎	◎				ガイアナ	◎3M	◎		
	キプロス		◎1Y			H	ハイチ	◎	◎		
	チェコスロバキア	◎					ホンジュラス	◎	◎		
D	カンボジア	○	◎				ホンコン	◎			
	イエメン		◎1Y				ハンガリー	◎			
	デンマーク	◎				I	アイスランド	◎			
	ジブチ	◎	◎1Y				インド	◎	◎	R	
	ドミニカ	◎	◎1Y				インドネシア	◎1Y	◎		
	ドミニカ(共和)	◎					イラン		◎1Y	◎6M	
E	東チモール	◎3M	◎1Y				イラク	◎1Y	◎		
	エクアドル	◎	◎				アイルランド	◎1Y			
	エジプト・アラブ	◎3M	◎1Y	◎1Y			マン島	◎			
	エルサルバドル	◎1Y	◎6M				イスラエル	◎			
	赤道ギニア	◎	◎				イタリア	◎			
	エチオピア		○				コートジボアール	◎	◎1Y		
F	フォークランド諸島	◎				J	ジャマイカ	◎1Y	◎1Y		
	フェロー諸島						日本	◎			
	フィジー		◎A1Y				ジャージー島	◎			
	フィンランド	◎					ヨルダン	◎			
	フランス	◎				K	ケニア		◎1Y		
	グアドループ マルチニーク レユニオン		◎1Y				クウェート	◎1Y	◎1Y		
	(フ領)ギアナ		◎1Y			L	ラオス	◎	◎		
	(フ領)ポリネシア	◎	◎1Y				レバノン	◎	◎A		
G	ガボン		◎1Y				レソト	◎	◎		
	ガンビア	◎1Y	○	◎6M			リベリア		○		
	ドイツ(東)	◎					リビア・アラブ	◎1Y	◎1Y	◎	
	ドイツ(西)	◎					リヒテンシュタイン				

	国・領域	痘そう	黄熱	コレラ	その他	備考		国・領域	痘そう	黄熱	コレラ	その他	備考
L	ルクセンブルグ	◎					P	ポルトガル	◎6M	◎1Y			
M	マカオ	◎3M						ブエルトリコ					
	マダガスカル	◎3M	◎1Y	◎6M			Q	カクール	◎	◎1Y			
	マラウイ	◎	◎	◎			R	大韓民国	◎1Y		◎1Y		
	マレーシア		◎1Y					ルーマニア	◎6M				
	モルジブ	◎	◎	○				ルワンダ	◎6M	◎1Y			
	マリ	◎	○	◎			S	セントヘレナ	◎1Y				
	マルタ	◎	◎6M	◎				セントキッツ・ ネビス・アンギラ	◎3M	◎1Y			
	モーリタニア	◎	○1Y					セントルシア	◎	◎1Y			
	モーリシャス	◎	◎1Y					サンピエール・ ミクロン	◎				
	メキシコ	◎	◎6M					セントビンセント	◎3M	◎1Y			
	モナコ							サモア	◎	◎1Y			
	モンゴル							サントメ・ プリンシペ	◎	○1Y			
	モントセラト	◎1Y	◎1Y					サウジアラビア					
	モロッコ	◎						セネガル		○1Y			
	モザンビーク	◎3M	◎1Y	○				セーシェルズ	◎	◎1Y	◎		
N	ナミビア	◎	◎					シエラレオネ		R1Y			
	ナウル	◎1Y	◎1Y	◎1Y				シンガポール	◎1Y	◎1Y			
	ネパール	◎	◎					ソロモン諸島		◎A			
	オランダ	◎						ソマリア	◎	◎			
	(オ領)アンチル	◎3M	◎6M					南アフリカ	◎	◎			
	ニューカレドニア	◎	◎1Y					ジンバブエ (南ローデシア)	○	◎			
	バヌアツ共和国 (ニューヘブリデス)							スペイン					
	ニュージーランド	◎3M						スリランカ	◎	◎1Y			
	ニカラグア	◎						スーダン	◎	◎1Y	◎		
	ニジェール	◎6M	○1Y	○6M				スリナム	◎	◎			
	ナイジェリア	◎3M	○1Y					スワジランド	◎	◎	◎		
	ニウエ島	◎3M		◎				スウェーデン	◎				
	ノルウェー	◎1Y						スイス	◎				
O	オマーン	◎	◎					シリア・アラブ	◎6M				
P	太平洋諸島 (ア信託領)	◎					T	タイ	◎	◎1Y			
	パキスタン	◎	◎	◎				トゴ	◎1Y	○1Y			
	パナマ	◎		◎				トンガ	◎	◎1Y			
	パプアニューギニア	◎1Y	◎	◎1Y				トリニダードトバゴ	◎	◎1Y			
	パラグアイ		◎					チュニジア	◎1Y	◎1Y			
	ペルー	◎6M	◎6M					トルコ	◎				
	フィリピン	◎	◎					トゥバル	◎1Y	◎1Y	◎		
	ピトケアン島		◎A1Y				U	ウガンダ	○	○1Y			
	ポーランド	◎						ソビエト	◎				

国・領域	痘そう	黄熱	コレラ	その他	備考	国・領域	痘そう	黄熱	コレラ	その他	備考
U アラブ首長国	◎6M	◎	◎			W ウェーク島					
イギリス	◎					Y イエメン・アラブ	◎	◎1Y			
カメルーン	○	○1Y				ユーゴスラビア	◎				
タンザニア	◎	◎1Y				Z ザイール	◎	◎R1Y			
アメリカ						ザンビア	◎6M	◎1Y	◎1Y		
オートボルタ	○	○1Y									
ウルグァイ	◎1Y										
V ベネズエラ	◎6M					台 湾			◎		
ベトナム	◎6M	◎A1Y	◎								
バージン諸島 (米領)											

(注) 下記各国については当該国を単に通過する(空港を離れない)場合でも前記のケースに該当する場合は次の予防接種証明書を所持する必要がある。

国名	天然痘	コレラ	黄熱	国名	天然痘	コレラ	黄熱
オーストラリア			☆	ナウル			☆
中央アフリカ		☆	☆	アメリカ領サモア	☆		☆
チャド	☆		☆	西サモア	☆		☆
中国		☆	☆	南アフリカ			☆
クック諸島	☆			スワジランド		☆	☆
デンマーク	☆			トンガ			☆
キリバテイ (旧ギルバート諸島)		☆	☆	ヴェトナム		☆	
クウェート			☆	ウルグァイ		☆	
レソト			☆	ツバル			☆

(TIM 1月号調べ)

## (2) WHO指定汚染地区一覧

月1回セールス・ブリテンにて連絡の日本検疫衛生協会発行の検疫伝染病情報はWHOが各国から報告のあった伝染病の発生状況により、伝染病汚染地域の指定を行ったものなので、渡航先国の伝染病に関する最新の情報が得られる。

入国の際接種を必ずしも義務づけてないが予防のための接種をすすめる  
とよい。

(注) WHOとは別途に汚染地区を指定し、種痘、コレラまたは黄熱病の  
予防接種証明書の所持を義務づけている国がある。

### (3) 予防接種の実施箇所

#### 1. 種痘及びコレラ

予防接種は、医師又は医師の直接監督のもとに看護婦が行うが、証明  
書の「予防接種実施者の署名」の欄には当該医師の自筆による署名が必  
要。ゴム印などを使用することはできない。

接種箇所は、検疫所、保健所、大病院及び予防接種専門の診療所が取  
扱に慣れていてよい。

詳細は渡航手続別。

#### 2. 黄熱病

黄熱病予防接種証明書は、WHOが承認したワクチンを用い、かつW  
HOに登録された各国の黄熱接種機関が予防接種したものに限り有効で  
ある。

\*料 金 1,560 円（収入印紙で）

但し、日本検疫衛生協会は 2,400 円

\*必要書類 申請用紙、印鑑

\*種痘接種後 1 カ月以上経過していることが必要。

## 5. 査証相互免除国

日本は下記の国々と査証の相互免除協定を結んでいるので、一定の滞在期間内であれば査証がなくても入国できる。

但し渡航目的が職業につく場合やその他の営利活動を行う場合は、原則として査証を必要とする。

地域別	国名	一般旅券	外交・公用旅券
北・中・南米	アルゼンチン	3カ月以内滞在	3カ月以内滞在
	メキシコ	6カ月以内滞在	査証必要
	カナダ	3カ月以内滞在	3カ月以内滞在
	チリ	"	"
	コロンビア	"	期限なし
	コスタリカ	"	3カ月以内滞在
	ドミニカ	"	"
	エルサルヴァドル	"	"
	グアテマラ	"	"
	ホンジュラス	"	"
	ペルー	"	査証必要
	スリナム	"	3カ月以内滞在
ウルグアイ	"	"	
欧州	オーストリア	6カ月以内滞在	期限なし
	ベルギー	3カ月以内滞在	"
	キプロス	"	3カ月以内滞在
	※デンマーク	"	"
	※フィンランド	"	"
	フランス	"	"
	西ドイツ	"	期限なし
	ギリシャ	"	"
	※アイスランド	"	3カ月以内滞在
	アイルランド	6カ月以内滞在	期限なし
	イタリア	3カ月以内滞在	"
	リヒテンシュタイン	6カ月以内滞在	"
	ルクセンブルグ	3カ月以内滞在	"
	マルタ	"	3カ月以内滞在
	オランダ	"	期限なし
	※ノルウェー	"	3カ月以内滞在
	ポルトガル	"	"
	サンマリノ	"	"
	スペイン	"	期限なし
	※スウェーデン	"	3カ月以内滞在
スイス	"	期限なし	
トルコ	"	{ 期限なし(外交) 3カ月以内滞在(公用)	
イギリス	6カ月以内滞在	期限なし	
ユーゴスラビア	3カ月以内滞在	3カ月以内滞在	



ア ジ ア	バングラデシュ	3 カ月以内滞在	3 カ月以内滞在
	パキスタン	"	"
	シンガポール	"	"
中 近 東	イスラエル	"	査証必要
アフリカ	レ ソ ト	"	"
	チュニジア	"	"
	モーリシャス	"	"
オセアニア	ニュージーランド	30日以内滞在	30日以内滞在

北欧5カ国（※）における無査証入国の滞在期間は通算される。  
すなわち、フィンランドに1ヵ月、ノルウェーに1ヵ月滞在した者は、デンマークでは残り1ヵ月だけしか無査証で滞在できない。

外交・公用旅券の場合、実際の渡航目的との関係で免除期間が違  
う場合があるので注意すること。

フランスには、ギアナ、ガドループ、マルチニク、レ・ユニオン、  
サンピエールエミクロンも含む。

ポルトガルには、マデイラ諸島、アゾレス諸島も含む。

スペインには、バレアレス諸島、カナリア諸島、セウタ、ナリー  
リャも含む。

なお、一般旅券については1979年11月現在、外交・公用については  
1978年8月現在のものであるので、実際の斡旋に当っては、その  
つど確認すること。

## 6. 通過及び短期滞在に対する査証不要国一覧

下記の国々は査証相互免除国ではないが、通過および短期間の滞在に限って査証がなくても入国できる。

国名	滞在期間	適用条件
オーストラリア	72時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一空港から出国のこと。</li> <li>・第3国への航空券の予約が必要。</li> </ul>
ブルガリア	30時間以上 2か月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光目的に限る (VOUCHER を所持していること)。通過は不可。</li> </ul>
インド	30日間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光目的に限る。</li> <li>・無査証滞在は6か月に1回のみ可。ただし、同一旅行であれば期間内 (滞在可能日数は合計で30日) の再入国は可能。この場合はネパール、スリランカ等の隣接国に限られる。</li> <li>・全コースの航空券を所持していること。</li> <li>・陸路の場合は査証要。</li> </ul>
韓国	120時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光目的に限る。</li> <li>・前後の国が同一の場合 (日本-韓国-日本等) は不可。</li> <li>・出国の航空券の予約が必要。</li> <li>・入国と出国空港が同一のこと。</li> <li>・次の訪問国の査証があること。</li> </ul>
マレーシア	14日間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出国の航空券・乗船券の予約が必要。</li> <li>・次の訪問国の査証があること。</li> <li>・査証延長は不可。</li> </ul>
フィリピン	21日間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出国の航空券・乗船券が必要。(予約不要)</li> <li>・次の訪問国の査証があること。</li> <li>・入国の際、入国管理官に申し出れば滞在延長も可能。</li> </ul>
スリランカ	1か月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予約済航空券が必要。</li> <li>・観光目的に限る。</li> </ul>
タイ	15日間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予約済航空券を所持していること。(TYO-BKK-TYO可)</li> <li>・船で出入港する場合は500トン以上のこと。</li> <li>・陸路入国者は査証要。</li> <li>・空路入国海路出国またはその逆も不可。</li> </ul>
香港	7日間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出国のための航空券・乗船券が必要。</li> <li>・香港とマカオを往復する場合のみ、香港における滞在日数は合計で7日間となる。</li> </ul>

国名	滞在期間	適用条件
カタール	72時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出国の予約済航空券を所持していること。</li> <li>・ 業務渡航であって、カタールでの仕事を証明する書類及びカタールのスポンサーなどの手紙を持っていること。</li> <li>・ 到着の48時間以上前に、カタールのスポンサーから入国管理事務所へ事前に連絡が行っていること。</li> </ul>

(注) 適用条件等は、変更されることがあるので、実際の斡旋に当っては、関係航空会社に照会または最新のTIM等を参照すること。

## 第2編 開発調査報告書作成要領



## 1. 開発調査とその報告書

### 1-1 開発調査の意味とその対象

国際協力事業団により実施される開発調査の成果としては、開発調査団の現地国での調査実施と並行して行われる現地関係者との意見の交換、技術指導、またこれらを通じての外交的成果なども考えられる。

しかし、それらはあくまで副次的なものであり、調査団の帰国後本邦にて作成される調査報告書が、少なからざる国費を費やして実施された開発調査の唯一の成果となるものである。事業団とその調査団に対する内外の評価は、究極的にそれを通じてなされることを関係者は先ず銘記すべきである。

また、報告書は、提出先の外国政府または国際機関において、それに使用された外国語を通じて評価がなされることを認識し、報告書原稿の作成に当っては簡にして要を得た文意明瞭なものを可及的速やかに作成するよう努めるべきである。いやしくも、翻訳の不備や報告書提出の遅滞などにより相手国または国際機関の信頼を失うことのないよう関係者は十分注意しなければならない。

事業団により編成され海外に派遣される調査団の団長、団員および事業団関係者は上記のことに留意し、本邦出発前に当該開発調査の目的、方針、範囲などにつき検討し、調査団全員の意見統一を図るとともに、調査結果の大筋の方向づけについては事業団と十分協議し、必要に応じては各関係機関並びに関連分野との緊密な連絡を失わぬように留意しなければならない。

開発調査の対象となるプロジェクトは下記のような広範な分野を含んでいる。

- (1) 農 水 産 農業，かんがい，干拓，排水，林業，漁業
- (2) 国 土 開 発 道路，橋梁，トンネル，治水，砂防，河川開発，  
都市計画
- (3) 交 通 ・ 運 輸 鉄道，港湾，舟航，空港，地下鉄，都市交通

- (4) 電気通信 電信, 電話, テレビ, ラジオ
- (5) 鉱工業およびエネルギー  
工業, 鉱業, 電力, ガス, 石油, 中小企業
- (6) その他 上下水道, 地域開発, 総合開発

## 1-2 調査の段階と内容

相手国から要請されるプロジェクトの種類、内容等によって調査の精度もおのずから異ってくる。従って調査は大略次のような調査段階に分けられる。

### (1) 踏査 ( Reconnaissance ) および

#### 予備調査 ( Preliminary Survey )

これは次の調査段階であるフィージビリティ調査を行う価値があるかどうかについて判断を下すこと、またはプロジェクトの基本計画を策定して方向付けを行うことを目的としており、これには特定地域の開発マスタープランの策定のための調査なども含まれる。

調査作業はプロジェクトの計画内容の検討と、これに関する気象・地質等の技術的判断の基礎となるデータ及び計画の経済的評価に必要な諸資料の収集、関係機関専門家との討議、聞き込み調査、現地の概査等が主体となる。

調査結果は帰国後、資料の解析を行って基本計画を立案し、基本設計、概略工事費、勧告等を含む報告書にまとめられる。

### (2) フィージビリティ調査 ( Feasibility Study )

これは本来プロジェクトの資金手当について基本的態度を決定するために実施されるものであって、調査の結果は国際機関や資金融資国に対し、プロジェクトのフィージビリティ (可能性、妥当性、投資効果) を説明するために使用されることが多い。従って、融資をする側にとってはプロジェクトの経済性について適当な判断を下す重要な資料となるものである。

このフィージビリティ調査の作業内容と結果 (精度) にかなり幅があり、前記の予備調査に近いもの (この段階を Pre-feasibility Survey と呼ぶこともある) から工事実施のための詳細

設計に近いものまである。

一般には経済的な評価、解析に重点がおかれ、技術的フィージビリティはむしろ経済性の裏付けとして要求されるものが普通である。従って、調査の内容も多岐に亘り現地作業としては測量、ボーリング、試料採取、測定、技術資料の収集等を行い、帰国後はこれらを解析・検討して施設のレイアウト、構造物等の比較設計、予備設計、建設費、工期の算定、資金計画、勧告等よりなる報告書を作成する。

### (3) 実施設計 ( Detailed Design )

これは調査というよりむしろ工事の実行計画立案であり、従って通常は工事費の一部に含まれるものとされているものでオーソライズされたプロジェクトの工事着手に必要な資料の作成を目的とする。

調査作業の内容は設計図、積算書、工事仕様書、工事日程表、工事請負契約書案等工事実施に必要な詳細資料の作成が主体となる。



## 2. 開発調査団団長および団員の心得

- 2-1 開発調査報告書は、原則的には相手国の要請にもとずき国ベースによる調査を実施し、その結果を相手国政府に対して勧告を行うことが主要な目的であるので、報告書の作成に当って先ず相手国向けの報告書（外国語版）の構成に留意すべきである。

和文版報告書は国内における参考資料としての意義をもつものであるから相手国向け報告書の他に別途必要に応じ収集資料を添付して取りまとめるものとする。また、種々な理由によって和文版と外国語版との内容が異なる場合もある。
- 2-2 団長は団員各自が分担に応じて執筆した原稿を校閲し、団員相互間の意見の調整を図るものとする。

意見の調整が困難な場合は事業団と協議を行ない、団長の責任において結論を導き出すものとする。
- 2-3 団長および団員は関係職員の要請に応じ報告書作成にともなう業務（翻訳、校閲、校正など）に協力する。
- 2-4 執筆者は報告書打合会議で決定された草稿提出期限を厳守する。
- 2-5 報告書の技術的内容については当然調査団が責任を負うことになるが、翻訳不備によって内容が間違っていて伝えられて問題を生じるといった事態を避けるため、団長および団員は翻訳と校閲の段階で関係者と十分な討議を行なって粗漏がないよう努めなければならない。従って、報告書完成後において若し内容に問題があったとしても、それは翻訳不備によるものではなく、あくまで調査団としての判断に原因があったということになる。
- 2-6 優れた報告書の完成のためには調査団の帰国後における原稿執筆を含む国内作業→翻訳→校閲→印刷→相手国への送付などに必要とする期間を十分用意しなければならない。現地調査期間中に、報告書の提出時期につき相手政府側と協議を必要とする際、調査団は前記の点を十分考慮してその時期を決め、強行スケジュールによって不本意な報

告書を提出することのないよう注意すべきである。

- 2 - 7 調査団は現地調査期間中に国内設計を必要とする場合を除き可能な限り報告書原稿を書き上げるよう努力する。
- 2 - 8 調査団は現地調査終了後離国前に在外公館と協議の上、相手国政府に対して調査の中間報告書を提出することを原則とする。
- 2 - 9 調査報告書完成以前に調査内容を講演・執筆などにより公表する場合は、あらかじめ事業団の了解を得るものとする。また調査内容で特に事業団が指定するものについて秘密を保持しなければならない。
- 2 - 10 調査報告書完成後、またはその草案が完成した後報告書内容について説明、討議を行うため相手国政府または国際機関を調査団長が訪問することがあるので、団長および団員は前記2 - 5項に述べたように十分な討議を行う必要がある。
- 2 - 11 報告書作成業務と併行して、調査団は報告書の要約および一般平面図などで構成される開発計画概要書を提出するものとする。この概要書は国内における報告会、関係機関への報告、その他PRのために用いるパンフレットの原稿となるものである。また、一般説明書および事業団の記録として残す写真集に用いるための現地写真集（一般事情、計画対象地区、現地調査状況などを示すもの）に説明を加えたものを提出するものとする。

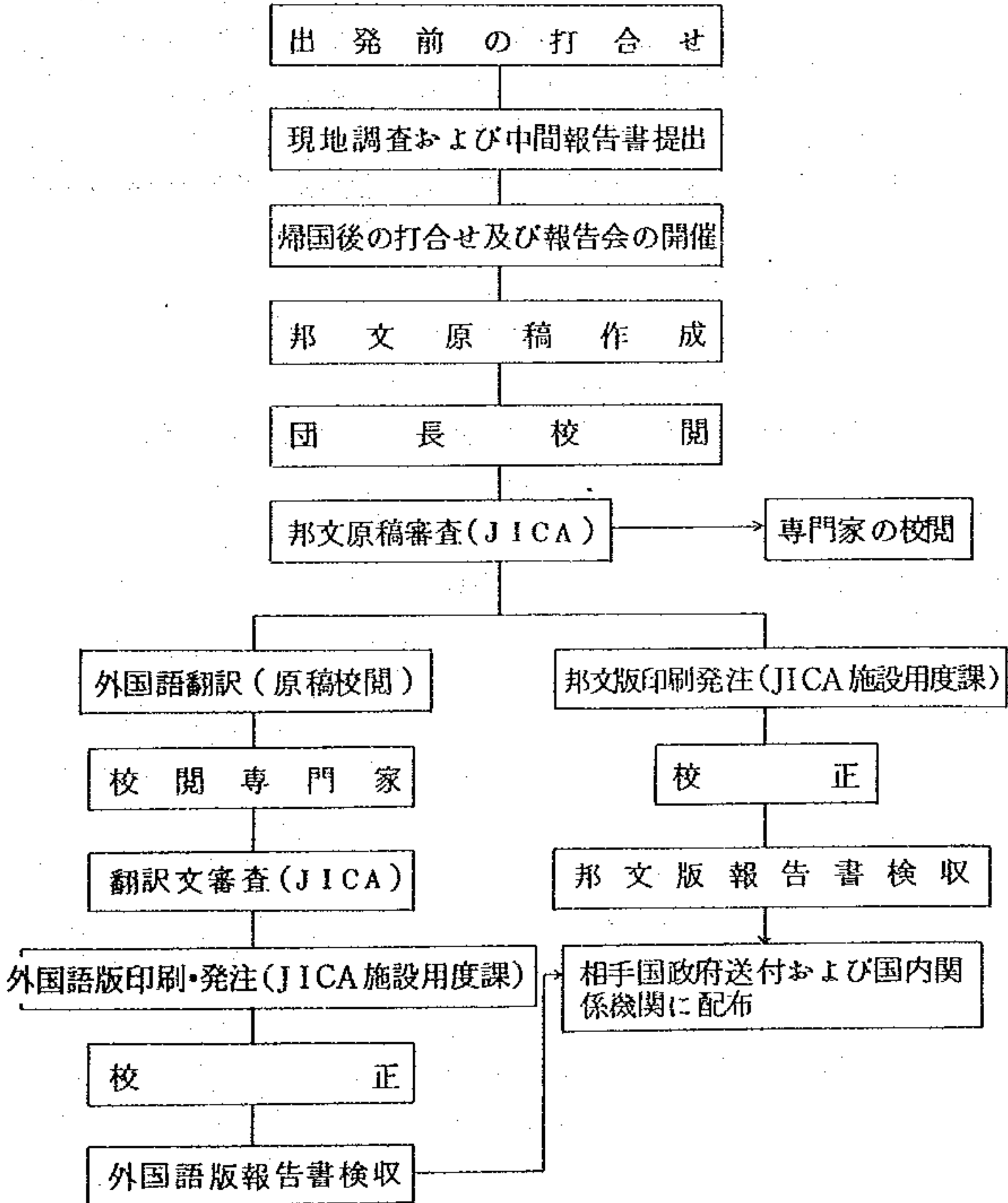
### 3. 開発調査プロジェクト担当職員の責務

プロジェクト担当職員（現地調査に同行するCoordinatorを含む）は下記の事項を留意して報告書の作成に当るものとする。

- 3-1 調査団の本邦出発前に調査団全員と担当職員と共に報告書の作成につき協議し、調査目的と範囲、実施方針および報告書取りまとめ方針の概要などにつき調査団としての統一見解を得ることに努めること。
- 3-2 調査団の帰国後、調査団と担当職員は出発前の打合事項および下記につき協議確認すること。
  1. 標 題
  2. 報告書の構成
  3. 表紙のレイアウト、製本形式
  4. 目 次
  5. 執筆分担と予定原稿枚数
  6. 写真、図表作成に関する分担
  7. 翻 訳 語
  8. 報告書作成スケジュール
  9. 相手国政府および関係機関送付先の部数
- 3-3 調査団より提出された報告書原稿は本書に記載された各項を基準として審査の上検収する。必要に応じては部外の権威者に審査を依頼する。
- 3-4 翻訳および校閲に関しては別項の「翻訳と校閲」を参照の上担当職員と協議の上手続を行う。
- 3-5 報告書の配布に当っては付録「配布規準および配布リスト」に基づき送付を行う。

#### 4. 報告書作成の行程

開発調査報告書作成の経過の概要は次のフローチャートによって示される。



## 5. 報告書執筆の基本方針

事業団から相手国政府、国際機関などに提出される公的性格を有する開発調査報告書は科学論文としての性格を持つ。従って事実を客観的に記載する目的を有し、著者の感情を表したり読者の感情をそそる必要はないから下記の諸点に留意して最もフォーマルな形式で書かれなければならない。

### 1) 内容の客観性

事実を正確に把握して偏見なく忠実に記述する。自己の個人的見解を加えない。また、資料の出典を明記すること。

### 2) 簡明直截な表現

### 3) 記述の一貫性

### 4) あいまいな表現をさける。

### 5) 国際的、外交儀礼上後日問題を生じないように用語に注意を払う。

## 6. 報告書の構成

6-1 報告書の構成は原則として次の通りとする。ただし、当該調査の実情に即して各項目の取捨選択、配列順序の変更を行っても差支えない。

- 表紙(標題)
- JICA総裁による序文(Preface)
- 調査団長より総裁あて伝達状(Letter of Transmittal)
- プロジェクトの位置を示す地図(Location Map)
- 目次(図表および写真リストを含む)
- 本文
- 要約<sup>\*</sup>(Summary)
- 結論、勧告
- 序論(調査の目的、方針、範囲、経緯、調査団の編成、団員の担当分野、調査日程など)
- 各論(各分野の調査の目的、方針、範囲、方法、使用材料、実績の成果、考察など、またプロジェクトの性格により比較設計、設計費の概算、経済効果等が内容の主体をなす場合もある。)
- 付録(対象地域の地理的・社会的・経済的概況に関する記述と設計図表、現地側各機関と責任者名、協力者名簿……和文版のみ)
- 図表と写真(関連するページに収容不能の時は原則として各章の末尾に収録する)

\* 要約はそれのみで独立した内容を有し報告書のエッセンスともいえるもので、報告書が何を言わんとするかが簡明に要領よく理解されなくてはならない。報告書の記述量によって、要約は序論の一部・結論・勧告などからなり、団員の編成・調査日程などは付録に収録されることもある。

## 6-2 見出しの表わし方

編、部、章、節などは原則として下記の記号による。

編、部	I, II, III, IV.....
章	1, 2, 3, 4.....
節	1-1, 1-2, 1-3, 1-4.....
項	1-1-1, 1-1-2, 1-1-3,
細目	(1)
	1)
	a)

## 6-3 頁付け

通しページ、または各章毎にノンブルをつける場合があるが原則として通しページとする。

## 7. 原稿執筆上の注意

### 7-1 原稿用紙

当事業団支給の原稿用紙を使用し、表紙には表題の他に執筆者氏名を明記すること。

### 7-2 文字

- (1) 平かな文字、当用漢字、算用数字の使用を原則とする。片かな文字は普遍的な外国の国名などの場合とする。(例……インド、ビルマ、パキスタン……)
- (2) 文字は黒インキまたは鉛筆を使用して楷書ではっきり書き誤読、誤植の恐れのないように留意する。

### 7-3 用語・文章

用語・文章の記載に関して次の諸点に留意すること。

- (1) 文章は簡潔を旨とし、肯定と否定とを明確にしてあいまいな表現は避ける。
- (2) 誤訳を生じ易い切れ目のない長い文章を避け、かつ、主語を明らかにし、修飾語と被修飾語との関連を明確にするよう構文に注意する。
- (3) 国際的・外交儀礼上後日問題を生じないように用語に考慮を払う。
- (4) 形容詞・副詞の極端に誇張した表現を避ける。
- (5) 本文中の氏名には原則として敬称をつけない。ただし、謝辞の文中では敬称をつける。
- (6) 文章の書き出しは行の最初の2区画をあげ、句読点は明確に示す。
- (7) 他の資料、論説の文章の一部を引用するときは“……”(二重引用符)を付する。
- (8) 本文中に入れる短かい注釈には括弧(……)を付する。括弧内に長い文章を入れることを避ける。
- (9) 原稿用紙の区画について、文字は1字、句読点・終止点・括弧などはすべて1区画を占有させる。ただし、外国語がまざるときは、



大文字は1字1区画に、小文字は2字1区画に入れ活字体に類似の書体で書く。また、数字も2字1区画の割合とする。

(10) 注は脚注または補注の形式とし、注の箇所数が少く短文のときは脚注、箇所数が多く長文のときは補注とする。注の符号としては星標(\*)または米印(※)を使用する。

(11) 専門用語の使用は、原則として文部省制定の学術用語集に基き適格に、かつ統一を図るようにし、翻訳を考慮して最初に出現する専門用語には英語、仏語などの原語の綴字を付する。(例……セン石(blind coal)、流況曲線(discharge-duration curve)など)

(12) 外国の地名・人名・企業体名などの固有名詞は、現地において多く使用される外国語の綴字によって表現する。ただし、発音の困難なものについては( )して片カナを付する。

例：地名 Kompong Chhnang (コムボン・チュナン)

人名 Phlek Chhat (プレク・チャット)

(13) 数量単位は原則としてメートル法にすることとし、フット・ポンド法など他の単位を使用するときは換算表を付するものとし、通貨単位は米ドル建を原則とし、必要に応じて現地通貨を使用する。

これらの単位は英語による略字を使用し統一を図るものとする。

例：料またはキロメートル Km

ヘクタール ha

キロリットル Kl

## 8. 写真・図表のオリジナル作成

- 8-1 調査費で購入したフィルム<sup>\*</sup>による現地撮影、写真等について事業団で複製のため必要とするときは、原版の提示を求めることがあるので、調査団員は少なくとも3年間責任をもって保管する。
- <sup>\*</sup>事業団支給のフィルムの現像およびベタ焼の費用は団員の負担とし、記録アルバム、報告用スライド、報告書添付用写真等の焼付、引伸、複製の費用は事業団が負担する。
- 8-2 写真・図表の作成に当っては、報告書サイズがA-4版であり、写真製版印刷であることに留意してオリジナルを作成する。その際それらの番号、標題の表示は統一を図ること。
- 8-3 オリジナルにおける標題、例示、説明、固有名詞は報告書打合会議で決定した外国語によることを原則とし、調査地域の事情により他の外国語を併記する。
- 8-4 トレース、製版、印刷などの経費は原則として事業団が負担するから、担当職員はあらかじめ関係職員と事後処理について協議し、経費負担に関する紛糾の生じないように留意する。

## 9. 翻訳と校閲

開発調査報告書が開発調査の最終成果品として極めて重要な役割を有しており、報告書作成の過程の中で翻訳と校閲は成果品の効果を左右する問題である。また、この報告書に使用される外国語は外国語として完全であるのみならず、政府機関の発行する公式報告書として当然具備すべき種々の条件（付録参照）を満足させたものでなければならない。

- 9-1 審査の上検収された報告書と文原稿を当事業団において必要外国語に翻訳する場合、その外国語の種類は報告書作成会議において決定されたところに従う。
- 9-2 翻訳者の選定に当たっては、原則として、プロジェクト担当職員が報告書原稿の内容の種類と程度を慎重に考慮し、一般翻訳業者又は特定専門家を推薦する旨明記して「翻訳の請求」を契約第一課に行う。
- 9-3 団長および団員は専門的な特殊な表現などについて翻訳業務に協力するものとする。

### （校 閲）

- 9-4 翻訳原稿は、原則として、外国語に高度の知識を有する技術専門家又は語学専門家によって全般にわたり校閲を受けるものとする。
- 9-5 校閲者の選定に当たっては、原則として、プロジェクト担当職員が一般翻訳業者又は特定専門家を推薦する旨明記して、契約第一課に「校閲の請求」を行う。この場合、翻訳者には英文作成能力と技術的内容把握能力に差異があるので、そのために生じた不備な部分を充足することに留意しなくてはならない。
- 9-6 団長および団員は、外国語で表現された最終成果品としての開発調査報告書の内容についての責任を認識し、校閲についても十分な協力を行うものとする。

## 付 録

1. 翻訳と校閲について
  - 1 - 1 翻訳（英語）における問題点
  - 1 - 2 校閲における問題点
  - 1 - 3 外国語（英語を除く）の翻訳について
2. 報告書の印刷・製本仕様
3. 報告書の表紙について
4. 報告書の取扱い
5. 記号の呼び方・書体見本・校正記号



## 1. 翻訳と校閲について

### 1-1 翻訳(英語)における問題点

#### 1) Formalな英文であること

日本文でもそれが使用される場合によって文体が異なる如く英文においても学術書、法律文、公文書、小説、新聞記事、商業文、会話、手紙などに適切な文体がある。学術書、法律文、公文書などでは formal な英文が使用される。

開発調査報告書は、事業団が作成し、外務省を通じ相手国政府、国際機関などに提出されるという公的性格を有し、科学論文としての性格をも持つ。また事実を客観的に記載する目的を有し、著者の感情を表したり、読者の感情をそゝる必要はないから最も formal な形式で書かれなくてはならない。

英文を読む場合、その文章が formal か informal かの判断がつくとしても、その英文を区別して作成することは難しい。然しこの二者の使い分けは極めて重要な問題である。その注意すべき点としては次のようなものがある。

a) We, I などを使用せず impersonal な文章とする。従って受動形が多くなる。

(止むを得ない場合、the author, the writer または調査団という意味で the team が使用される)

b) formal な単語と表現を用いる。

c) 感情を示す単語を使用しない。

d) 時 相

事実、成績、症例……………過去形

問題提示、一般現象

理論、法則……………現在形

推定、可能性……………未来形、条件法

e) なるべく短かい簡単な文章とする。

- f) 数字を正確に。
- g) 写真、図表などの説明は現在形。

## 2) 技術的内容把握の困難性

開発調査報告書がその性格上技術的内容を豊富に含むが、近年技術革新の影響によりその内容が極めて専門化されている。しかも報告書のカバーする範囲は下記の如く多岐にわたっている。

農業，森林，鉱物，道路，橋梁，空港，港湾，鉄道，河川，工業，発電水力，水道，電気通信など

これらの各部門の技術的内容を誤りなく理解すること、さらに立派な英文に翻訳するということは極めて困難であり、如何に優秀な翻訳者といえども上記各部門のすべてを完全な英文で表現することは不可能といっても過言ではない。

理想としては、技術的内容に精通した各部門別の専門家であり、かつ翻訳にも練達の士がこれに当るべきであろうが、現実にはそのような専門家を探し出すことは極めて難しく、若し存在したとしても時間、経費などの制約のため不可能に近い。それで次善の策としては次のような打開策が考えられる。

### a) 技術専門家でない翻訳者が翻訳する。

(これは一般翻訳業者に発注するケース)

この場合、過去に関連部門の翻訳を比較的多く担当した翻訳者を選択することによって英文そのものにはミスがなく、内容の誤解も比較的少くすることが可能である。然し技術的内容の把握の程度についてチェックする必要がある。

### b) 翻訳業者ではないが或る程度の英文が書ける技術専門家が翻訳する。

(これは調査団の推薦などにより発注するケース)

技術的内容の把握、専門語の使用などの点では一応完全と見做してよいが、英文として誤解を招く恐れがある、文が長すぎる、表現が幼稚である、informal な表現が多い、など種々の欠点を有する。

上記 a)、b) が完全な翻訳というものにアプローチするための妥協案ともいえるものであるが、その成果品はそのまゝ印刷に出せる出来ばえであることは殆どない。

従って、この翻訳成果品はこの段階では一応の“完成品”と見做し得るが、前述した如く開発調査報告書という出版物として公表することを考えるとき、やはり一種の素材——相当高度のものであるが——として取扱いべきと考えられる。

政府機関の発行する開発調査報告書は部内資料など同一のレベルで論ぜられるべきものではなく国際的立場で考慮されなくてはならぬものであるから、翻訳成果品をそのような立場で検討——つまり校閲——する必要がある。

## 1-2 校閲における問題点

### 1) 校閲の方法

国際的に通用する出版物を作成するという立場で校閲を考えるときその方法——勿論完全な解決策ではありえないにしても——は、翻訳の実施と関連して次のようなものが考えられる。

#### a) 技術専門家でない翻訳者が翻訳した場合

英文そのもののミスは少ないはずであるから技術的内容が正しく英文で表現されているかのチェックが主眼となる。この場合、英語に堪能な（読解力があり、幾分の修正ができるという意味）その部門の専門技術者に校閲を依頼することで完全に近いものができる。

この場合、調査団員を交え翻訳者と校閲者との詳細な討議が必要である。

#### b) 翻訳業者ではないが或る程度の英文が書ける技術専門家が翻訳した場合

技術的内容の把握、技術用語の使用などの点では不安がないので、公式報告書として具備すべき点（前述）に校閲の重点をおく必要がある。

この場合、開発調査報告書の翻訳を比較的多く経験した一般翻訳業者に校閲を依頼することが必要である。同時に調査団員、翻訳者、



校閲者の綿密な討議が当然必要となる。

## 2) 校閲のポイント

文法、綴字、その他の初歩的ミスは論外として次の各項などが注意すべきポイントとする。

- a) 技術的内容の把握において妥当な用語と表現であるか?
- b) 誤訳ではないが、より洗練された誤解を生じない表現はないか?
- c) informalな用語、構文を使用していないか?
- d) 政府機関の発表する公的調査報告書として正確で品格のある英文か?

## 3) 外人による校閲について

校閲に際して外人(この場合英米人)に依頼すれば完全な英文ができあがるという容易な考え方が存在する。

然し、表現の不備な日本語原稿——著者の作文能力に一部起因するとしても、日本語そのもののあいまいさに大部分原因がある——では、翻訳者の技術的理解度の不足と相俟って、訳者が往々著者の意図とは異った考えを正しい英語で表現することがある。

このような場合、その専門分野の外人でもない限り、なまじ正しい英文であるため一般外人にはそのミスを発見できない。外人による校閲が一般的に言って有効であることは論ずるまでもないが、前述のような点や経費などの点でなお考慮の余地が多いのも事実である。

## 1-3 外国語(英語を除く)の翻訳について

当部で作成する報告書には英語以外では仏語、西語が比較的多く使用されている。これらの外国語の翻訳には英語の場合以上に難しい問題があるが、次にその数例をあげる。

- 1) 翻訳者の数が比較的少ない。その中で公式報告書の翻訳者として十分な資格のある人は極く限られる。
- 2) 翻訳の程度の判定はJICA担当職員または調査団員の中では特定の者以外不可能であり、日本語原稿が過不足なく訳されているかどうか不明の場合が多い。また、校閲は必然的に外部に依頼せざるを得ないが、その校閲が妥当であるのか、また公式報告書として十分な

条件を具えているかどうか、などについての判定は更に困難である。

- 3) 従って、報告書を作成する当部の関係者には仏語、西語等特殊語の翻訳に関しては受動的な立場しかなく、その成果品の内容審査はきわめて困難である。

以上のような問題の解決策として次のようなことが考えられる。

- 1) 報告書の翻訳語は相手国の如何に拘らず、原則として英語とする。これは、日本語から直接仏語または西語に翻訳するよりは、日本語→英語→仏(西)語の翻訳で途中のチェックが可能であるのでよい結果が得られる。

また、相手国側の英語理解力は近年非常に増大しており、完全な英文で書かれている報告書は、たとえ仏語国または西語国にとっても不完全な仏語、西語を使用したものより遙かに理解され易い。

- 2) 若し、時間と経費が許せば、報告書の重要部分(要約、結論、勧告など)を仏文または西文等特殊語に翻訳する。この場合ベースが英語であるので、適当な外人(仏語または西語を母国語とする)に依頼することが適切であろうし、英文と仏文(または西文)を対照的に収録することにさらに誤解を除き得る。

## 2. 報告書の印刷・製本仕様

報告書作成業務の能率化と成果品の質の均一化のため、報告書は原則として別紙付／表2-1の仕様に基づいて作成されるものとする。従って印刷発注に当たって、業者の十分な理解と協力を求める必要がある。

付/表2-1  
印刷・製本の仕様

和文版仕様			英文版仕様	
ダイヤボード	クルミ表紙	表紙	ダイヤスカーフ	ビス止(3穴),または バインダー(4穴)
上質	46.5Kg(折込・図表類も同じ)	本文	上質	46.5Kg(折込・図表類も同じ)
アート紙	135Kg	写真	アート紙	135Kg(カラー,挿絵,地図も 同じ)
各上質(厚口),またはコットン(薄口)		扉 (中間紙)	各上質(厚口),またはコットン(薄口)	
表紙	特太明朝体,または特太ゴシック体	文字	表紙	フーツラポールド,センチュリー ポールド,オルタネート・ゴジッ クのうち一種
背表紙	表紙で使用した書体の級数を 下げる。		背表紙	表紙で使用した書体の級数を 下げる。
本文	明朝体 5号		本文	プレスローマン・メディアム(11pt) ポドニー・ブック・メディアム(11pt) のうち一種
大見出し	表紙に同じ		大見出し	表紙と同じ
小見出し	中ゴシック		小見出し	プレスローマン・ポールド ポドニー・ブック・ポールド
図表タイトル	中ゴシック		図表タイトル	小見出しに準ずる
写真説明と 備考	9ポ 明朝体		シンボル	本文で使用した活字の tech- nical symbolを使用
43字×35行 (2.5ピッチ×4.5ピッチ) 10% 縮小		字詰	シングル(行間2mm厳守) 横15cm (左右余白2cm) 縦24cm (上下余白同じ) 頁位の位置は上から2.5cm	
A4規格		サイズ	A4規格	
<b>編 集 要 領</b>				
<p>報告書の構成は本書「開発調査報告書作成要領」5.「報告書の構成」に準ずるが、編集上必要 と考えられる諸点を次に述べる。</p> <p>図表の挿入箇所： サイズの関係で関連するページに挿入不能の際は各章の末尾に収録する。</p> <p>図表のタイトル とナンバー： 図の場合は図の下に、表の場合は上側にタイトルを記入する。またナンバーは各章毎に通しナ ンバーとする。図表の縮小または拡大を考慮してタイトルの活字の大きさに注意すること。</p> <p>色 フ ン ブ ル： 原則として各章および付録編に色扉を挿入する。</p> <p>(頁付け) ノ ン ブ ル： 通しページ、または各章毎にノンブルをつける場合があるが、原則として通しページとする。 使用する数字は、目次までがローマ数字の小文字、第1章からアラビア数字を使用のこと。</p> <p>脚注マ ー ク： 星標(*)または括弧内に数字(1)などを使用し、脚注の挿入箇所は該当する ページの最下段とする。</p> <p>参考文献リスト： 挿入箇所は脚注に準ずるが、多数の場合は各章の末尾に収録する。</p>				

### 3. 報告書の表紙について

開発調査報告書の技術的内容の責任の所在を明確にするため、英文版<sup>※</sup>表紙には調査団名を別紙の要領で明記することとし、相手国名、プロジェクト名などについても下記を参考としてレイアウトするものとする。

※英文版以外の外国語版もこれに準ずるものとする。

和文版については国内向資料といった意味もあり、別紙のようなレイアウトを標準として作成する。

#### (1) 相手国名

正式な相手国名（例えば Kingdom of Thailand , Khmer Republic など）をプロジェクト名の上に記載し、その主管官庁名は原則として除く。

#### (2) 標 題

プロジェクト名と報告書の種類（ Preliminary Survey , Feasibility Survey などの区別 ）を次頁のように分離して記載する。

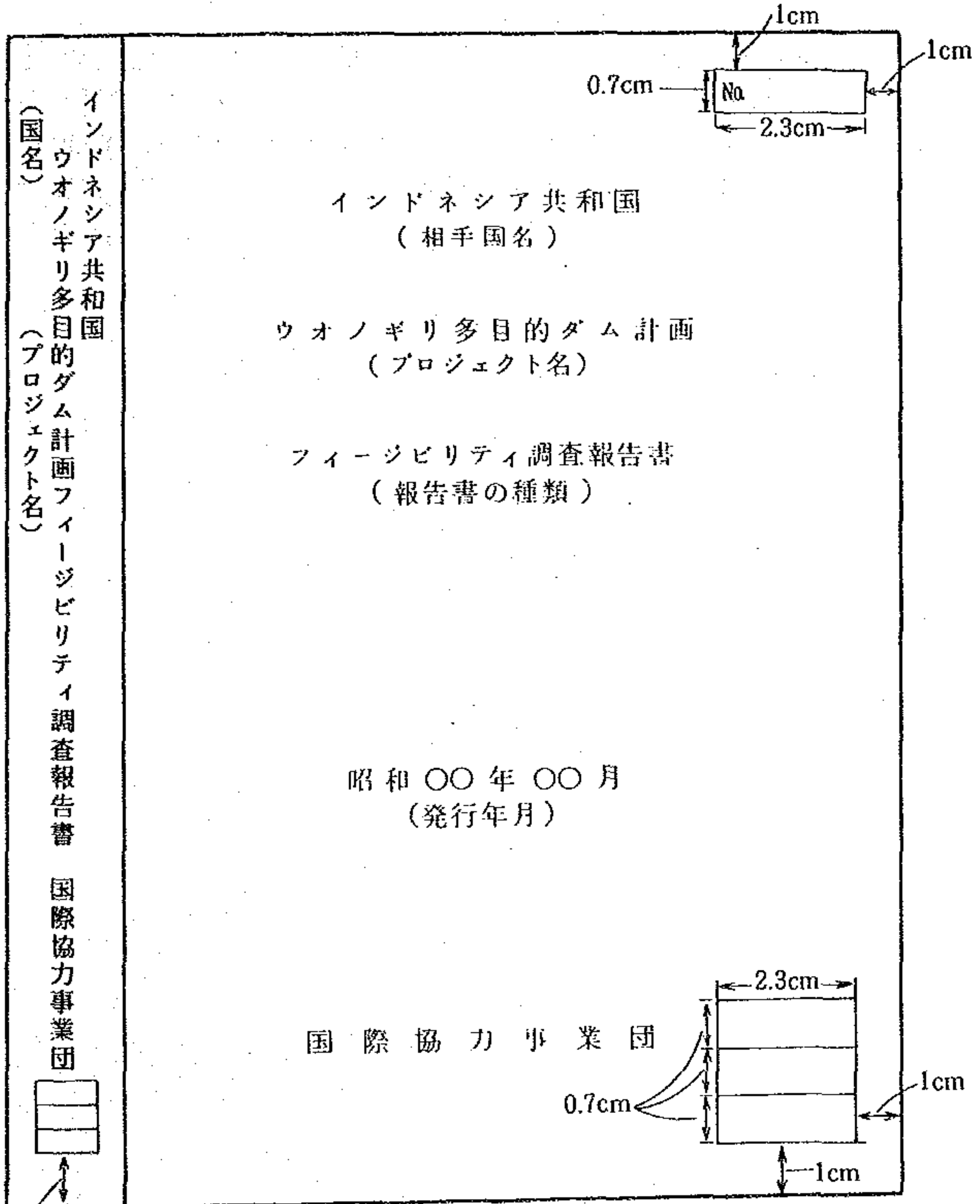
#### (3) 裏表紙の中央部に J I C A マークを印刷すること。

（大きさは高さ 0.9 cm × 横 2.5 cm）

レイアウト例（英文版も同様にする。）

（背文字）

（表紙）



1cmあける

⑨「一般」扱いの場合は、この枠は不要である。



#### 4. 報告書の取扱い

開発調査報告書がその内容によって相手国政府の政策や開発計画などに重大な影響を与える恐れがある場合がある。従って、翻訳、校閲などを含む報告書作成期間中その内容が外部に漏洩しないよう細心の注意を払うことは勿論、出来上がった報告書は別に定める要領に従い、慎重に取り扱わなければならない。



## 5. 書体見本・記号の呼び方・校正記号表

### 書 体 見 本

写真植字の書体は下記の様なものがありますが、印刷効果の関係で同じ明朝でも細明朝から特太明朝まで線の太さの異った文字があります。すなわち小さい級数での特太文字は線が太い為潰れる恐れがあり、又大きい級数での細明朝ではあまり効果が良くありません。又、かなの大きい(KL)ものと小さい(KS)ものがあります。それぞれの用途に応じて御指定下さい。指定は各書体名の横にあるコードでも結構です。

[細明朝体] LM-KS

新らしい文字印刷のパイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[細明朝体] LM-KL

新らしい文字印刷のパイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[細明朝体] LM-KPY(横組用かな) \*他にLM-KPT(縦組用かな)もあります

新らしい文字印刷のパイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[中明朝体] MM-NKS

新らしい文字印刷のパイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[中明朝体] MM-NKL

新らしい文字印刷のパイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[中明朝体] MM-OKS

新らしい文字印刷のパイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[中明朝体] MM-OKL

新らしい文字印刷のパイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[太明朝体] BM

新らしい文字印刷のパイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[特太明朝体] EM

新らしい文字印刷のパイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[横太太明朝体] YM

新らしい文字印刷のパイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[細ゴシック体] LG-KS

新らしい文字印刷のパイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[細ゴシック体] LG-KL

新らしい文字印刷のパイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[中ゴシック体] MG

新らしい文字印刷のパイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[中太ゴシック体] DG

新らしい文字印刷のパイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[太ゴシック体] BG-KL

新らしい文字印刷のパイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

[特太ゴシック体] EG

新らしい文字印刷のパイオニア・美しく高雅な写真植字の書体

五号 (ヨコ組)

ピッチ  
2.5 日経横送原寸大印字(1)日経横送原寸大印字(2)日経横送原寸

4.5 日経横送原寸大印字(1)日経横送原

英文版仕様書体見本

表紙，大見出し

E16-44 (フーツラ・ゴールド)

**ABCDEFGHIJKLMN OPQRSTUVWXYZ abcdefghijklmnopqrstuvw 1234567890**

E01-44 (センチュリー・ゴールド)

**ABCDEFGHIJKLMN OPQRSTUVWXYZ abcdefghijklmnopqrstuvw 1234567890**

E07-24 (オールド・ゴールド) (No. 2)

**ABCDEFGHIJKLMN OPQRSTUVWXYZ abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 1234567890**

本文，写真説明と備考

**PR-11-B (Press Roman 11 Pt. Bold)**

**ABCDEFGHIJKLMN OPQRSTUVWXYZ  
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz  
1234567890\$. , - ' ; : ! ? \* 1/2 1/4 3/4 - ( ) [ ] = † / + % & @**

**B-10-M (Bodoni Book 10 Pt. Medium)**

**ABCDEFGHIJKLMN OPQRSTUVWXYZ  
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz  
1234567890\$. , - ' ; : ! ? \* 1/2 1/4 3/4 - ( ) [ ] = † / + % & @**

小見出し，図表タイトル

**PR-11-M (Press Roman 11 Pt. Medium)**

**ABCDEFGHIJKLMN OPQRSTUVWXYZ  
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz  
1234567890\$. , - ' ; : ! ? \* 1/2 1/4 3/4 - ( ) [ ] = † / + % & @**

**PR-10-B (Press Roman 10 Pt. Bold)**

**ABCDEFGHIJKLMN OPQRSTUVWXYZ  
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz  
1234567890\$. , - ' ; : ! ? \* 1/2 1/4 3/4 - ( ) [ ] = † / + % & @**

## ■記号の呼び方

### (くまわり記号)

- ・ 句とう
- 。 句点(まる)
- ・ 中黒
- ・ ビリオド
- ・ カンマ
- ： コロン
- ； セミコロン
- ? 耳だれ
- ?? 二つ耳だれ
- ! 雨だれ
- !! 二つ雨だれ
- / 斜め雨だれ
- !! 斜め二つ雨だれ
- !? ダブルだれ

### (くりかえし記号)

- ・ ひらがなかえし
- < 大がえし くの字点
- 々 漢字がえし 同の字点
- ＊ 同じくチョンチョン
- ゝ 二の字点 ビリビリ

### (リーダー類)

- …： 二点リーダー
- …： 三点リーダー

- …： 四点リーダー
- …： ミシンケイ

### (パーレン類)

- ( ) パーレン(括弧)
- ( ) 二重パーレン
- { } 亀甲
- [ ] 亀甲ブラケット
- [ ] 角ブラケット
- [ ] すみつきパーレン
- [ ] すみつき(ブラケット)
- [ ] 白ぬきブラケット
- [ ] かぎ
- [ ] 太かぎ
- [ ] 二重かぎ
- ” ” ダブルアポ
- ” ” アポ
- ・ ・ チョンチョン
- < > ギュメ
- < > 山パーレン

### (つなぎ符)

- | 連字符
- =| 二重ダッシュ
- | ダッシュ
- ~| 波ダッシュ

### (ケイ線の呼び方)

- 表ケイ
- 特ケイ
- 中太ケイ
- 裏ケイ
- …… ミシンケイ
- …… 太ミシンケイ
- ~~~~ ブルケイ
- ~~~~ 太ブルケイ

### (輪かゝ)

- ==== 無双
- ==== 双柱
- ==== 太双柱
- ==== 子持ち
- ||||| かすみ

# 校正記号表

主 記 号			併 用 記 号	
記号	意義	参考	記号	意義
	文字・記号などをかえ、または取り去る。	スペース revive	トル	文字・記号などを取り去って、あとを詰める。
	書体または大きさなどをかえる。	Lower (Round)	トルアキ	文字・記号などを取り去って、あとをあけておく。
	字間に文字・記号などを入れる。	umson Poe.	イキ	訂正を取り消す。
	転倒した文字・記号などを正しくする。	reverse		とう点・句点・中点 ピリオド・コンマ・ コロン・セミコロン
	不良の文字・記号などをかえる。	broken	オモテ ウラ	表キ 裏キ
	右付き、上付きまたは下付きにする。	n/A E/A	ミン	みん(明)細体 (例: 書体)
	字間・行間などをあける。	space insert space	ゴ	ゴシノク体 (例: 書体)
	字間・行間などを詰める。	space Use less space	アンチ	アンチノク体 (例: ふと、フト)
	つぎの行へ移す。	to next line	ボ	ポイント
	前の行へ移す。	remove to fore	□	1字ぶん(全角)のみき。
	行を新しく起こす。	end A	倍	全角の倍数をあらわす。
	文字・行などを入れかえる。	transfer the line replace	分	全角の分数をあらわす。
	行をつづける。	end Next	Ⓐ または Cap	(欧文)大文字 (例: TYPE)
	指定の位置まで文字・行などを移す。	down up right left	小キャップ または d.c.	(欧文)スモール キャピタル (例: TYPE)
	指定の位置まで文字・行などを移す。	right left	Ⓛ	(欧文)小文字 (例: type)
	字並びなどを正しくする。	crack	ローマン または rom.	(欧文)ローマン体 (例: Type)
	(欧文)大文字にする。	capital Capital	イタ または ital.	(欧文)イタリック 体 (例: Type, Type)
	(欧文)スモールキャピタルにする。	small Small	ボールド または bold.	(欧文)ボールド体 (例: Type, Type)
	(欧文)イタリック体にする。	italic italic		
	(欧文)ボールド体にする。	bold bold		

(備考)このなかには示していない種類の書体・キイなどを指定する場合には、省略しないで、なるべく正しい名称を用いて指定する。

- M E M O -

- M E M O -

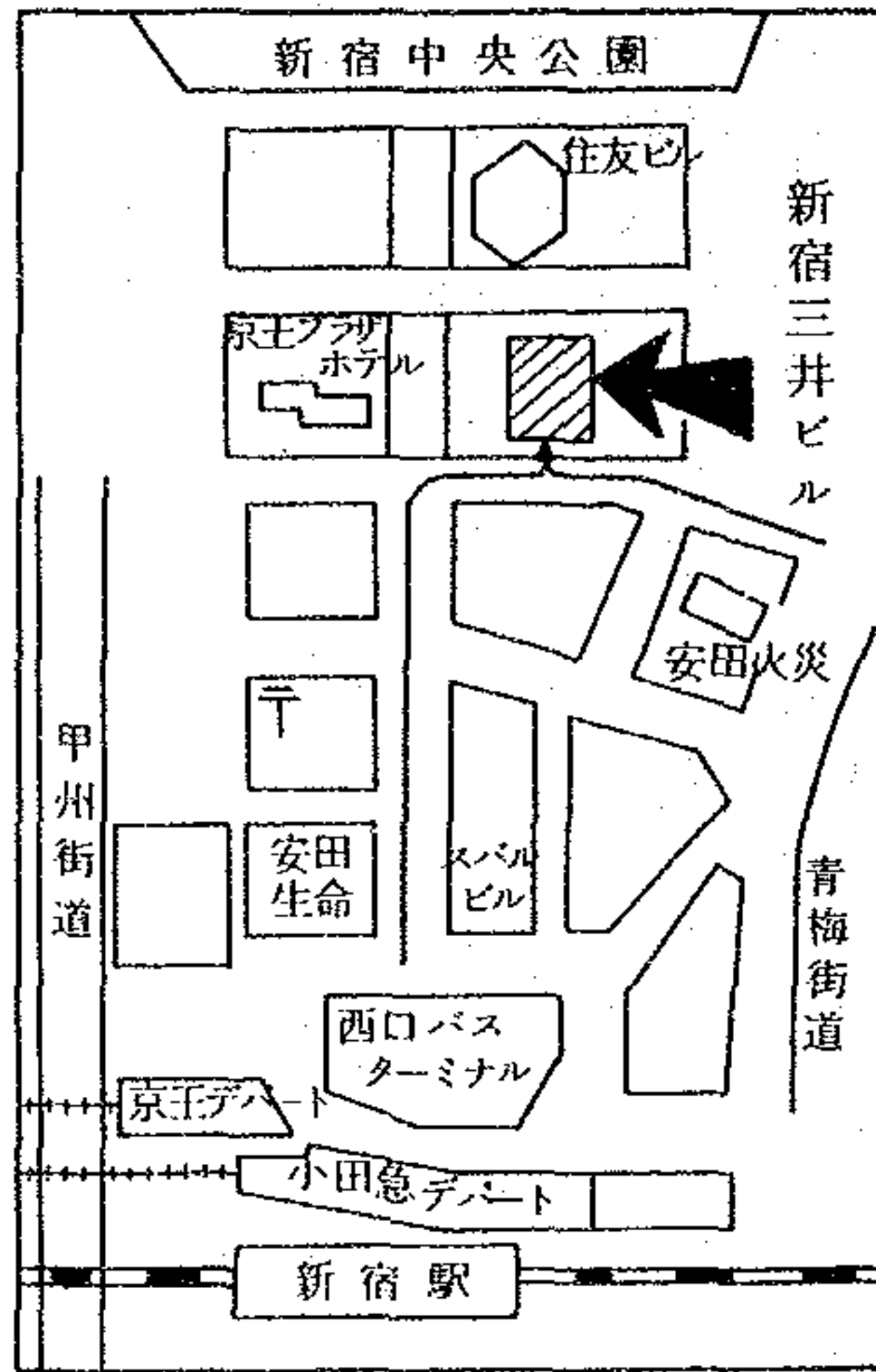
- M E M O -

- M E M O -



- M E M O -

- M E M O -



国際協力事業団  
社会開発協力部 (47階)

Japan International Cooperation Agency (JICA)

Social Development Cooperation Dept. (47F)

〒160 東京都新宿区西新宿2丁目1番地  
新宿三井ビル内 私書箱216号  
受付台 (03) 346-5311~5



